

贈与税に係る住宅性能証明業務

1. 適合審査料金について（税込）

1) 基本料金 申請新規及び変更申請*1

＜戸建住宅＞

	評価方法基準	料金
新築	5-1.断熱等性能等級5以上（結露の発生を防止する対策に関する基準除く） かつ5-2.一次エネルギー消費量等級6以上 ※令和5年末までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は 断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	88,000
	9-1.高齢者等配慮対策等級（専用部）3以上	66,000
	1-1.耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 又は1-3.その他免震建築物	110,000
既存*2	5-1.断熱等性能等級等級4以上 または5-2.一次エネルギー消費量等級4以上 9-1.高齢者等配慮対策等級（専用部）3以上 1-1.耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 または1-3.その他免震建築物	55,000

*1) 変更申請：審査を伴う申請のこと

*2) 既存：BVにてF35S適合証明若しくは建設住宅性能評価書を取得したものに限る

＜共同住宅等＞ 個別協議による。

尚、遠隔地による出張費については、住宅性能評価業務出張費規程を準用する。

2) その他料金

①事前相談等に係わる費用を別途請求できるものとします。

②適合審査料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとBVJCの長が判断したとき。
- ・申請者が年間開発戸数の全てをBVJCに申請する旨の年間契約を行う場合。
- ・BVJCが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとBVJCの長が判断したとき。

③適合審査料金を増額するための要件

- ・申請者の非協力その他BVJCに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。

④証明書の再発行料金¥5,500 円（税込）

⑤審査を伴わない変更申請は、上記 1) にかかわらず、1住戸当たり¥5,500円（税込）とする。